

(登録事業者の皆様へ)

令和3年6月22日

まん延防止等重点措置における「要請・協力依頼」内容について

<北海道商工会議所連合会>

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、令和3年6月21日(月)から7月11日(日)までの期間、本キャンペーンは下記の要請・協力依頼内容に沿って運用しますので、登録事業者におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 期 間 令和3年6月21日(月)から7月11日(日)まで
2. 対象地域と措置、要請 ※本キャンペーンに係る業種・箇所のみ抜粋しています

(1) 措置区域 ※札幌市	
対象施設	<ul style="list-style-type: none">① 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)② キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗③ 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	<p>◆営業時間は、5時から20時まで。</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、 <u>一定の要件(※)を満たした店舗においては、11時から19時まで。</u></p> <p>(※)・同一グループの入店は、原則4人以内</p> <ul style="list-style-type: none">・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う <p><u>要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。</u></p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・従業員への検査推奨・入場者の整理・誘導・発熱その他の症状のある者の入場の禁止・手指消毒設備の設置・事業を行う場所の消毒・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)

要 請 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。</p> <p>◆要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給。</p> <p style="margin-left: 40px;">中小企業：1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 3万円～10万円 大企業：1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>
	<p>◇要請内容の詳細は、下記「北海道ホームページ」をご確認ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kinkyuusoti.pdf</p> <p>◇支援金の詳細は、下記「北海道、札幌市のホームページ」をご確認ください。</p> <p style="margin-left: 40px;">北海道（支援金の概要） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm</p> <p style="margin-left: 40px;">北海道（札幌市内の飲食店等において酒類提供を行うために必要な手続き） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/tetteisengen.htm</p> <p style="margin-left: 40px;">札幌市（支援金の概要） https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi_0621iko.html</p>

(2) 経過区域 ※江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

対 象 施 設	<p>① 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>② キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>③ 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要 請 ・ 協 力 依 頼 内 容	<p>◆営業時間は、5時から21時まで。</p> <p>◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は、11時から20時まで。</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる <p>(以下、協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの入店は、原則4人以内、 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ

要 請 ・ 協 力 依 頼 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践） <ul style="list-style-type: none"> ◆業種別ガイドラインを遵守する。 ◆飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない。 ◆要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給。 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業：1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業：1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円
	<ul style="list-style-type: none"> ◇要請内容の詳細は、下記「北海道ホームページ」をご確認ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kinnkyuusoti.pdf ◇支援金の詳細は、下記「北海道ホームページ」をご確認ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouousei.htm

（3）その他の市町村 ※上記（1）、（2）以外の169市町村	
要 請 ・ 協 力 依 頼 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◆業種別ガイドラインを遵守する。 ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。 ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。
	<ul style="list-style-type: none"> ◇営業時間の短縮要請 → 解除 ◇酒類提供の時間制限 → 解除 ◇要請内容の詳細は、下記「北海道ホームページ」をご確認ください。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kinnkyuusoti.pdf